

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本方針

当金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下「マネロン・テロ資金供与」といいます。）対策を経営上の最重要課題の1つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、金庫全体として適切に対応できる態勢を構築します。

1. 組織の態勢

当金庫は、マネロン・テロ資金供与対策に関して、経営陣の主体的かつ積極的な関与のもと、マネロン・テロ資金供与対策の責任者及び統括部署を定めて、関連部署との連携のもと横断的な管理態勢を整備します。

2. リスクベース・アプローチ

当金庫は、直面するマネロン・テロ資金供与に係るリスクを特定・評価した「当金庫における犯罪収益の移転に係るリスク評価書（以下「リスク評価書」といいます。）を策定し、リスクに見合った低減措置を講じる等適切なリスク管理を行います。また、国家公安委員会が毎年公表する「犯罪収益移転危険度調査書」の内容、当金庫の取引内容、サービスの実情、過去の事例等を参考として、年1回「リスク評価書」の見直しを行い、その他必要に応じて適宜見直しを行います。

3. 顧客管理

当金庫は、「犯罪収益移転防止法」及び「リスク評価書」に基づき、適切な取引時確認を実施し、顧客の属性に即した対応策を実施する態勢を整備します。また、定期的に顧客情報や取引内容の調査・分析を行い、対応策を見直します。

4. 資産凍結先等への措置

当金庫は、国内外の規制等に基づき、制裁対象者との取引関係の排除、資産凍結等の措置を適切に実施します。

5. 疑わしい取引の届出

当金庫は、適切な取引モニタリング、フィルタリングで検知した疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、当局に速やかに疑わしい取引の届出を行います。

6. 役職員の研修

当金庫は、全役職員に対し、マネロン・テロ資金供与対策に関する継続的な研修を通じて、マネロン・テロ資金供与に対する知識、理解を深め、役割に応じた専門性・適合性を有する役職員の育成に努めます。

7. 実効性の検証

当金庫は、マネロン・テロ資金供与対策の管理態勢について、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。

以上

令和元年9月20日 制定

令和2年2月25日 改定